

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社センター
あざみ野ひだまり保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	あざみ野ひだまり保育園
種別:	地域型保育事業
代表者氏名:	戸張 綾
定員(利用人数):	10名(9名)
所在地:	〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野2-28-9 ルミナスミュキ201
TEL/FAX:	TEL:045-530-5776 FAX:045-530-5776
ホームページ:	www.centerjp.com
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社センター

職員数	常勤/非常勤	常勤:4名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	園長:1名/常勤	事務員:1名/常勤
		保育士:6名(3/常勤+3/非常勤)	
		調理員:3名/非常勤	

施設状況

保育室:1室	トイレ:園児用/職員用
調理室:1室	事務室:1室
園庭:無	

③理念・基本方針

<保育理念>
保育指針に沿った充実した保育と、保育士が働きやすい環境を目指します。

<保育方針>
あたたかいまなざしの中で、子どもたちがのびのびと過ごし、愛されていると実感しながら、自分の事を大切に思う心を育てていきたいと思っています。そして、他の人を思いやる気持ちと、自信を持って生きる力が育つことを願っています。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育園と家庭の育ちの連続性を大切に、子どもや保護者の様子に配慮しながら保育にあたっています。特に4月は家庭で過ごしていた生活リズムを無理に変えようとせず、それぞれの家庭での過ごし方に合わせながら、少しずつ保育園の生活に慣れるよう配慮しています。

小規模の特性を活かし、保育者は子ども達に丁寧に関わり、寄り添うような保育を心掛けています。乳児期に必要なことは、一人でも多くの信頼できる大人と関わることだと思います。大好きな人と一緒に過ごす中で、愛されていると実感し、自分自身を大切にすることが育まれるように関わっています。また、共に過ごす仲間と様々な体験を重ねる中で、して良い事やそうでない事が分かり、自分の行動を振り返ったり、友だちの気持ちに気付くなど、人を思いやる気持ちや相手の気持ちに共感できるような声掛け、関わりを大切にしています。

給食では、メニューを伝えながら、どんな食材が使われているか、誰が作ってくれたかなどをお話しています。食材に触れる調理保育をすることで、より食に興味を湧くようにしています。また、食器を下げに行く際、「おいしかったよ」や「ごちそうさま」と調理してくれた人に感謝する気持ちが伝えられるよう促し、保育者や友だち以外の人との関わりが広がっていくようにしています。

全体的な取り組みとしては、毎年同じことをするのではなく、その年の子ども達の様子や興味に合わせてどんな事をするか考えて、あそびを提供しています。様々な素材を使った製作や感触あそび、身近な食材を用いた調理保育、夏祭りなどの体験を通して、イメージや感性が豊かになるよう工夫しており、0.1.2歳児全員で楽しめるもの、取り組めるものという事を大切にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和3年7月8日

訪問調査日：令和4年1月18日

評価結果確定日：令和4年4月4日

受審回数(前回の時期)

- (前回：年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)子どもたちの成長が丁寧に記録され職員が共有しています

一人ひとりの子どもに対し、日々の記録とは別に月毎の主な成長の記録が取られています。月齢に応じた反応や、発達状況を見守る上でとても役に立つ記録情報です。子どもたちの成長を、個人別月案として、保育のねらい、配慮事項、前月の姿、今月の配慮を記録しています。言語や運動、人とのかかわりなどに分類された50項目について、子どもができた時期や状況を記録して子どもの成長を見守っています。毎月開催の職員会議で現状把握と翌月に向けての課題・対応を話し合い、共通理解を図っています。日誌や個人記録の様式も、必要に応じて変更し、保育を多方面から把握・記録・保管して職員が共有できるようにしています。

2)保護者と写真や動画により子どもの成長を共有しています

日々の様子を連絡帳で知らせるだけでなく、写真や動画を通じて定期的に保護者に伝えています。子ども一人ひとりの3年間の記録を1冊のアルバムにまとめ、子どもの成長を保護者と実感できるようにしています。子どもの記録が継続した次の保育につながっています。写真や動画を保護者が共有することで、子どもの成長に役立てています。また、具体的な把握によって、怪我やアレルギーなどにも的確な対応ができています。

3)子ども一人ひとりを大切にして見守る保育につながっています

個々の成長を重視し、成長の個人差を把握しながら職員全体で見守る姿勢で取り組んでいます。自我が育つ時期に適切な言葉がけを意識し、やろうとする気持ちを大切にして、職員が焦らずに向き合っています。発達状況を見ながら、手助けする部分を変えていくなど保護者にもそれらの様子を伝える事により、園と家庭の連携が図れ、成長の後押しに繋がる環境になってます。見守ることにより、子どもがお互い刺激しあって過ごし、トイレも早くにマスターしています。家庭の生活を大切にして、子どもの発達に応じる見守る保育を実践しています。

◇改善を求められる点

1)職員の定着と人材育成のプログラム

保育の役割を担う職員の質が園の質に直結しています。保育理念にあるような「保育士が働きやすい環境」をさらに整備し、人材を確保することが求められます。職員が子どもたちに温かく寄り添い、質の高い保育を継続的に提供するために、小規模保育における職員の定着と人材育成プログラムの工夫が期待されます。

2)災害対策による安心した保育

園ではヒヤリハットの周知や対策を確認し、事故発生時には話し合いの場を持ち、改善策・発生防止に努めるよう会議で共有しています。マンションの2階に園があるため、火災などの災害の際への配慮が必要となっています。リスク対策としてリスク担当の選任や定期的な研修を行い、具体的な訓練の徹底などが期待されます。避難方法の周知徹底や避難梯子の体験などにより、職員と保護者が安心できる保育についての情報共有が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： あざみ野ひだまり保育園

開園4年目で、初めて福祉サービス第三者評価を受審し、登園の提供している福祉サービスの質について、専門的かつ客観的な立場から評価をしていただきました。運営、保育内容、保護者支援等、様々な角度・視点で捉え、評価していただく中で、新たに見えてきたこと、不十分な点や改善が必要なことが見えてきました。評価結果での指摘事項は、問題点を分析しながら解決に努めたいと思います。また、保護者の方々のご意見は、真摯に受けとめ改善すると共に、より安心していただけるよう、情報共有に努め、相互理解を深めながら運営していきたいと思っています。これからも質の高い保育を提供していかれるよう邁進してまいります。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園の保育理念、保育方針をホームページや資料などで紹介しています。ホームページは園長が職員に確認して作成しています。理念や基本方針を分かりやすくして、子どもへの対応の統一を図っています。職員会議で理念などを説明し、理念にもとづく言葉遣いや基本的な生活習慣を確認しています。職員への周知を会議や研修会で説明しています。保育理念や保育方針、園の保育目標を示した資料、入園のしおりを保護者に説明しています。保護者参加の運営委員会で理念や基本方針の周知状況を確認しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人と事業環境を把握・分析して小規模保育事業に取り組んでいます。法人と協力して園を取り巻く経営環境を把握し、園としての運営規定を作り運営を行っています。地域のニーズを把握して園児を受け入れ、乳児保育への期待に応えています。園長や職員が法人代表との面談を行い、園を取り巻く環境と経営の状況を確認しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園が置かれている小規模保育の現状や保育環境、職員体制など、園が抱えている問題点を分析・把握しています。法人代表と職員との年2回の面談で、園の状況や課題について伝えています。あざみ野ひだまり保育園の経営課題や改善への取組については法人代表と園長で取り組んでおり、職員にも伝えています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中長期ビジョンを「子どもの最善の利益を追求する」と明確にして保育に取り組んでいます。中長期の経営課題を明らかにして取り組んでいますが、計画書として具体的な施策を文書化していません。保育事業では数値目標を設けることはふさわしくないと考えて、目標の数値化をしていません。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園で対処すべき課題を個々に把握して、その都度具体的に改善しています。課題は内容や重要性がケースごとに変わるので、年に1回の事業計画では課題に対応できないと考え、事業計画を文書化していません。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

園で対処すべき課題を把握して、職員が話し合いにより改善を実施しています。事業計画の策定手順、見直し時期等を決めていません。年に一度の計画で固定化するのではなく、逐次に変わる課題に対応しています。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	C
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

園が取り組んでいる計画の内容と改善状況を保護者が参加する運営委員会で伝えています。事業計画を分かりやすい文書にしての説明や掲示は行っていません。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育の質の向上に向けて園全体で取り組み、職員への調査でもこの取組が評価されています。園の自己評価には職員も加わり、保育の質を職員で共有しています。年度末には、第三者委員、保護者代表も交えた運営会議の前にアンケートを実施し保育の質を確認しています。小規模組織で、全員が打ち合わせなどに係るため検討チームなどはありません。法人として園ごとに順次に第三者評価を受審しています。保護者アンケートでは、保育の質にかかわる「子どもの心身の発達に役立っている」「子どもの気持ちを大切にしている」では100%が「はい」と回答しています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

課題が明確になった際には職員で話し合い、課題や対策を共有しています。少人数のため職員間で日々の保育の申し送りを行い、その中で課題や改善の確認を行っています。月1回の職員会議や給食会議の他に必要に応じて話し合いの機会を持って取り組んでいます。随時に改善策やその実施状況を確認していますが、計画的な改善計画策定とその見直しは行っていません。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自ら「保育理念」「保育方針」を作成し、「園の保育方針」を明確にしています。「各職務の主な役割」を作成して、園長の役割・責任を明らかにし、職員に示しています。組織図で園長と共に職員毎の役割や分担を明確にしています。職務内容や役割について誤りを指摘し合い、職員全員で共有して対応しています。園長不在時の対応を明記していませんが、業務については「運営規定」で定め、組織図に担当を決めて対応しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は法令等を理解して、行政や関係機関、取引事業者などと適正な関係を持っています。事務担当と園長により出納関係のチェックも行っています。園長は、法令遵守に関する研修には参加していませんが、幅広く情報を集め、職員会議などで不適切な事例をもとに話し合っています。園長は、職員に対し遵守すべき法令等について資料を配布して話しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。 a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、リーダーシップを発揮して保育の質の向上に取り組み、職員への調査からは評価を得ています。園の「運営規定」に保育の質の向上を運営方針として明記しています。保育の質について、職員に会議や日常の保育の中で提案を投げかけられる環境に配慮しています。園長は自ら保育に入り、保育の質について確認して、職員が行う保育を指導しています。事業運営方針に保育の質を明記し、職員や各種方面からの意見を大切にして、分析し、改善につなげています。

第三者評価結果

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園では、事務職員を配置して業務を分担することで業務効率の向上に取り組み、園長が保育に集中できるようにしています。人事、労務、財務等については、法人代表に随時相談して分析・改善を行っています。事務担当も配置して、職員には働きやすく円滑に保育を実施できる環境に配慮しています。職員が少ないので業務の改善などは担当を決めずに全員ですぐに取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人代表と人員体制の基本や人材確保の方針を決めています。必要な人材を考え、計画的にその維持に取り組んでいます。人員不足の際は派遣職員の採用や系列園からのヘルプを得て人員体制を確保しています。現状維持、人材確保のため、職員の意向を聞き人材の定着につながるようにしています。専門職を含め次の人材確保に向けて、常に人材募集の採用活動を行っています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

「接遇・業務マニュアル」に法人の運営方針や園の保育方針を示し、職員に期待することを明記しています。法人の「就業規定」で人事基準を定め、園での職員面談などによって職員の要望を聞き、対応しています。面談によって把握した職員の意見や評価等にもとづき、人事管理を実施しています。日常的に保育について話し合うことにより、職員は園長と一緒に将来を考えることが出来るようになっていいます。職員に等級を設けて人事管理に取り組んでいますが、キャリアパスを示す制度には至っていません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

事務職員のサポートのもとに園長は職員の意見を聞いて職場改善に取り組んでいます。事務職員により就業状況を把握し、資料を作り職員に伝えています。職員の意向や休暇取得、時間外労働を把握しており、職員が無理なく就業できる環境を整えています。保育室とは別の場所に部屋を確保して、職員の休憩や研修に役立てています。園長は保育カリキュラムや担当業務の進捗を把握して、勤務時間内に業務ができるように配慮しています。職員の状況を把握しコミュニケーションを取り、職員シフトに反映して、職員が働きやすいように取り組んでいます。健康管理も含めて職員の相談に応じており、職員からの評価につながっています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

園は「接遇・業務マニュアル」に期待する職員像を明確にして説明しています。職員と目標内容や目標水準について話し合っていますが、園長面談を定期的の実施できるように進めています。目標管理の仕組みができていないので、日々の保育の中で確認し相談を通じて職員一人ひとりの育成に取り組んでいます。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

期待する職員像を明記して研修計画を作成しています。職員の「外部研修計画表」を作成して、非常勤職員を含め個人別に研修内容・受講日を決めています。「園内研修計画」は年度ごとに毎月のテーマを決めて実施しています。保育目標の実現に向けて研修を計画していますが、計画の見直しは行っていません。研修を通じて保育目標「自分で考えて行動する」の共通認識を職員が持ち、見守る保育となっています。全職員に研修を実施しており、職員は研修実施の状況の評価をしています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は研修内容に合わせて、職員の研修参加に取り組み、保育の質の向上につなげています。非常勤職員も園内研修に加え外部研修の受講に配慮しています。事務職員がいるので、園長がOJTで指導できています。多くの職員が受講出来るように、休憩室を整え、WEB研修の機会を作り、余裕のある午後の受講などの配慮を行っています。非常勤の職員も就業時間内に受講できるようになっています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

0、1、2歳児の小規模保育園のため、教育実習の依頼が無く、研修を実施していません。実習生などの保育の専門職の研修の依頼が無く、実施の際には受け入れ体制を整備するようにしています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページで、保育園の理念、基本方針や具体的な保育の活動内容を公開しています。法人として系列保育園の第三者評価の受審を計画的に進めています。重要事項説明書に、苦情・要望等の窓口（受付担当者、解決責任者）や外部の第三者委員を明記して公表しています。苦情等は記録し、必要に応じて改善・対応の状況について公表しています。保護者に配る園だよりなど、理念や園の活動等を説明した印刷物は地域へ向けては配布していません。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

行政への申請・報告など、園における事務、経理、取引は事務職員が園長と相談して行い、職員等に周知しています。事務処理ルールや職員の権限・責任を明確にして、職員に周知しています。年に1回定期的に、事務、経理、取引等について、法人による内部監査を実施しています。園を含めた法人全体の事業、財務について、外部による支援等を受けています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

行政や地域からの依頼で地域との関わりがありますが、その基本的な考え方などは文書化していません。毎年イベントを企画し実行していましたが、コロナ渦で最近では実施できていません。地域の花屋へ買い物に行き、図書館などの公共施設を利用しています。散歩では地域の方とあいさつを交わしています。公園で地域の親子と一緒に遊び、子育て中の保護者の相談に応じています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

c

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア等への基本姿勢の明示や体制などは整備されていません。同じビルにある空手道場の方から防犯の協力を得ています。0歳から2歳までの小規模保育園のため地域の学校教育への基本姿勢や協力は行っていません。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

警察、消防、区役所などの関係機関・団体の連絡先を明示しています。療育センター、児童相談所などに相談・連携して、子どもや保護者の状況に対応しています。対応について職員会議等で説明し、職員間で情報の共有化を図っています。関係機関と定期的な連絡会等はありませんが、問題の解決に向けて専門機関と保護者とをつなげるようにしています。家庭での虐待等が疑われる子どもへの対応について、行政や児童相談所などと連携を図っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

行政と連携し、地域の福祉ニーズや課題等の把握に努めています。地域ニーズを把握する定期的な会議はありませんが、看板設置などを行い保育園の存在を知らせて地域の状況把握に努めています。地域で課題となっている待機児童問題解決として、小規模保育により応えています。卒園した保護者からの相談にも応じていますが、地域住民に保育の相談に応じるなど積極的な活動は行っていません。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域からの要望に応じて、イベントに参加するようにしています。地域の求めに応じて「どにちひろば」やサロン活動を紹介しています。園内に設置したAEDを告知して、周辺の方の緊急時にも対応できるようにしています。保育のノウハウを生かしての地域や必要な人への支援などの公益的な活動は今後の課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

子ども個々の成長の過程を大切に、課題やプロセスが一律にならない様に工夫しています。家庭環境を把握して保育に反映させ、個別の対応に関しても出来る限り全職員の共有に取り組んでいます。運営規定で方針を明示していますが、倫理要綱などの規定を設けていません。成長過程における子ども同士のドラブルにも、保育士が丁寧に寄り添い、子どもたちに分かるように対応しています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

書類・連絡帳などが他の保護者や訪問者の目に入らない工夫を行っています。散歩用の帽子には名前の記名場所が表から分からない工夫をするなどの配慮をしています。書面にて個人情報にまつわる扱いについての注意喚起を行い、データの無断転用やSNSなどへの掲載注意を呼びかけています。個人情報の取り扱いについて、マニュアルの更新を重ねています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

見学者に対して、パンフレットを用いて写真なども紹介しながら園の様子を分かりやすく説明し、年齢別の過ごし方など、細かく話しています。実施している障がい児保育・病後児保育に関しての説明がパンフレットには無く、情報提供が期待されます。園では動画なども取り入れた情報提供も検討しています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保育開始の変更前・変更後を表記したお手紙の配布とともに、口頭で説明をしています。特に配慮が必要な保護者への説明方法はルール化されておらず、今後の運用にあたって、様々なケースを想定し全職員が適切に対応できるようにマニュアル作りが必要となっています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

卒園・転園時には入園先の保育所等に経過記録の申し送りを行っています。変更時にはできるだけ受け入れ先の施設に訪問し、口頭でも説明しています。発達記録を子ども一人ひとり1冊のアルバムにまとめ卒園時に渡しています。園として専用窓口を作っていませんが、卒園児が気軽に遊びに来たり、保護者が相談しやすいように配慮しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

年2回の保育参加・個人面談・保育参加アンケートなどで意見や要望の把握に努めています。保護者全員に参加をお願いしている運営委員会でヒアリングを行い、定期的に利用者満足に対する調査を実施しています。職員の自己評価も実施しています。全体的な計画や年間・月間指導計画を個人別に展開して、子どもが心地よく過ごしているかなどの利用者満足の分析・検討を行っています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組み「株式会社センター苦情解決規程」があり、保護者などに周知されています。保護者から問題提起があれば、すぐに対応し伝達ノート及び口頭での伝達を用いて、職員間で共有しています。苦情記入カードを備えて、意見箱を設置しています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者の相談などは、その日の状況に合わせて、話しやすい環境を作り、個別対応しています。保護者が相談したり意見を述べたりする際に、保護者が複数の方法や相手を自由に選べるなどを分かりやすく示していません。相談や意見を述べやすいように、問題点を再確認することが求められます。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者の相談や意見は職員間で常に共有し、必要に応じて法人とも相談の上で設備などの見直しを行っています。アンケートを実施していますが、保護者の意見を積極的に把握するための課題があります。相談や意見に対するマニュアルが十分とは言えません。第三者委員を決めていますので、活用の仕方などを明記していくことが期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故発生後すぐに話し合いの場を持ち、改善策・発生防止に努めています。ヒヤリハットの記入、周知・対策をその都度行っています。今後はリスクマネジメントの一環とし、リスクマネジャーの選任や定期的な研修を行い、訓練の徹底など具体的な改善策が期待されます。避難経路においては、不安要素の洗い出しと実際に災害が起きた際を想定し、避難梯子の体験などが課題です。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症発生時は、疑いも含めて玄関に掲示し保護者に対して情報提供しています。毎冬初めには、嘔吐処理の実技確認を行い、起こった場合は会議を通じて動きの振り返りもしています。子どもたちへの感染予防の一環として、手洗いの仕方を統一し、家庭との共有を図っています。今後は、手洗い動画などを検討しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

＜コメント＞

意識向上のために、毎月の防災訓練を担当制とし、全体指示や記録の記入などの確認をしています。早番のみ・遅番のみなど職員の勤務体制もバラツキがあるため、全ての職員に安否確認の方法を周知することが課題です。いつ災害が来るか、実際に起こりうるケースを細かく想定し、自治体や消防署をはじめとした地元との連携を密に行うことが期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞

「あざみ野ひだまり保育園 保育マニュアル」を作成して、朝の受け入れなど保育の流れに沿って職員の保育手順や配慮事項を明確にしています。個人情報保護規定、接遇・業務マニュアルがあり、保育マニュアルに権利擁護も記載しています。一人ひとりの子どもの保育計画を策定し、乳児によって異なる成長に応じた保育を行っています。園長が保育に入り、職員による保育の実施状況を確認しており、会議で話し合っています。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

実施方法の見直しなどの時期や手順を決めていませんが、保護者からの意見・要望を検討して見直しに反映しています。見直しにより保育活動に新しい内容を導入する際は、職員間で情報共有し、指導計画に反映して実施しています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

保育担当職員と調理担当職員も参加して子どもの保育課題を確認しています。計画の作成や見直しは調理員も参加して職員が行い、必要に応じて関係者に相談しています。園以外の関係者にも相談しています。保護者からの児童票や生活調査票、送迎者登録などをもとに面談を行っています。全体的な計画のもとに年間指導計画などを作成し、個人別の計画に展開しています。週案は作らず、個人別の月案の中で詳しく計画しています。支援困難ケースについては個人記録や振り返り、対策・課題検討の話し合いを繰り返して情報共有しながら対応しています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の見直し・評価に関する手順等の仕組みを決めて行っていますが、手順書としては整備されていません。計画は3ヶ月ごとに評価して、職員の情報共有の下に見直しています。指導計画を緊急に変更する手順はあらかじめ決めてはいませんが、小規模時業のため園長対応しています。見直し・評価した結果は職員が情報共有して、次の指導計画の作成に生かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

入園時の児童票を初めてとして、個人別に子どもの発達状況を記録しています。園の月間指導計画を個人別月案として、保育のねらい、配慮事項、前月の姿、今月の配慮を記録しています。言語や運動、人とかかわりなどに分類された50項目について、子どもができた時期(例えば1年9ヶ月目)や状況を記録して子どもの成長を見守っています。毎月開催の職員会議で現状把握と翌月に向けての課題・対応を話し合い、共通理解を行っています。日誌や個人記録の様式も、必要に応じて変更して、保育を多方面から把握・記録・保管して職員が共有できるようにしています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報保護規定」や「運営規定」などに明記し、子どもの記録管理を行っています。重要事項説明書に守秘義務および個人情報の取り扱いに関する事項を記載して、保護者に説明して同意の証をもらっています。写真配布についても説明を行い、保護者から写真無償配布に関する同意書に署名をもらっています。個人情報への対策と対応を「機密情報順守ルール」に定め、職員に対して個人情報保護の園内研修を9月に実施しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

保育所保育指針をもとに、育ってほしい姿・目標にしたい姿を考慮して作成しています。保育計画は実態に応じ、その年度や子どもたちの特徴に沿って作られています。職員間の考え方や目標設定を統一することで、一層実態に近付けるように配慮しています。子どもへの目標設定を明確にして、職員の思いであると同時に家庭での思いを反映しています。全体的な計画や理念などを、目につくところに明記するなど行っています。保育士の就労状況により、全てのカテゴリーに対する受け取り方にバラつきがありますが、日中の保育における計画性は保育方針にある「自分の事を大切に思う心」を念頭に保育士の声のかけ方などに工夫も見られます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

好きな遊びが十分楽しめるよう、配置を考えコーナーを充実させるなど環境を工夫しています。発達状況や、課題に合わせても配慮し、机上遊びや運動遊びといったような静と動の活動の違いに対しても工夫が見られます。保育室内の清掃及び消毒作業も時間を決め、多くの回数を行っています。汗をかく時期は、沐浴や清拭を行い、心地よく過ごせる工夫をしています。水遊びなどの後は体が冷え過ぎないように冷房のオン・オフにも配慮しています。また室内の温度は、子どもたちの様子を見ながら適宜調整し、お昼寝時間などは暑がりの子と寒がりな子の特徴にも配慮しながら風の向きや寝かしつけの場所を工夫しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

一人ひとりの発達の状況や、家庭での出来事など日々の変化を細かく報告し合い共有し、個々の職員が、同じ対応になるように工夫しています。上手く自分の感情が表現できない子に対しては、○や×などでも答えられるように意思疎通の工夫が見られます。保護者からの希望も反映させながら保育をしています。日常使いがちな「早く!」「ダメ!」など急かすような言葉や否定するような言葉を使わないように、職員が意識的に保育に取り組み、保護者に対しても伝えていきます。職員と保護者において、十分に子どもの気持ちを受け止め、成長を「共通意識」として共有していけるよう努めています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

発達状況や年齢に応じて、手助けする部分を変えるなど、子どもたちに自分でできたという「原体験」を意識して保育を行っています。その為、手を掛け過ぎないように注意を払うと共に、やる気を引き出す声かけを意識しています。同じフロア内に、2歳児がいる事が刺激となり、下の年齢の子どもたちは「できたね～、かっこいいね～」など、上の年齢の子の成功を日常的に見聞きするため、子どもたちの意識が上がりやすく、生活習慣を身に付けるにはとても良い環境となっています。生活に必要な習慣も、全体的な計画を立て月齢に応じて細かく設定しています。トイレトレーニングも個々の成長に配慮し、焦らず時間をかけて保護者の希望も考慮しながらサポートしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

散歩などで地域の方とすれ違ったり、よく出かける公園・お花屋さん・地区センターなどで出会う様々な方との交流を通じてコミュニケーションや社会性を自然に身につける環境を意識しています。同行の職員自体も丁寧な対応を心掛けるなど、社会的なルールを子どもたちに伝える一貫を担っています。園庭が無い代わりに、散歩などで近所の公園に出かけることで十分に体を動かせる環境を作っています。散歩先の公園では月齢の近い近所の子どもの交流もあります。園児以外の子どもの交流は、普段と違う刺激となるため、保育者が上手く間に入りながら交流が図れるように工夫しています。また隣接する空手道場などもあり、近隣とのコミュニケーションの一環を兼ねて雨の日の遊び場として活用させてもらえないか検討するなど地域資源の新たな開拓も模索しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0児のスペースは仕切りを用いて、安心安全に過ごせるよう環境を整えています。家庭での生活リズムをもとに、個々の生活リズムを個別に対応できるよう配慮しています。離乳食は食材・形状など家庭と連携し、無理のないタイミングを計っています。午睡時は乳幼児突然死症候群(SIDS)予防の観点から、5分間隔・10分間隔毎にこまめなブレスチェックを行い記録しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

見守る保育を心がけ、やろうとする気持ちに寄り添える環境を意識的に整えています。クラスごとの活動に加え、小規模ならではの、他年齢との関わりを通じての一体感があります。年齢毎の月間指導計画も整備され、養護と教育が一体的に展開されるよう具体的な目標設定がされています。一人ひとりの発達にも気を配り、活動や遊びを通じて課題に挑戦できるよう、遊ぶ玩具を日によって変えてみるなど、積み重ねと発展の工夫が見られます。子どもの発達の違いなどを踏まえ、家庭との連携を行う際は、「個人差」という言葉で押し量りすぎる事が無い様に、気になる指摘事項は伝え方を保育者同士で検討しています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児施設のため、取組がありません。

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

これまで障害児の受け入れ実績はありません。しかし、園としては受け入れることにしており、受け入れを十分に想定して準備する必要があります。発達障害などに関しては月齢によっては、まだ受診・診断されていないケースもあり、受け入れ後に判断される場合も考えられます。そのため障害が疑われる子どもの発達への気づきなどについて、日々記録すると共に職員への定期的な研修が期待されます。また、その為の適切な情報を日常的に保護者にも示すことや外部から専門家を招いた保護者会や掲示物などを使った発信が期待されます。療育センターの巡回も行われており、成長過程の大事な時期を十分に見守れるよう、研修などによる対応を継続することが今後も期待されます。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。

- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

子どもの主体性を生かした保育ができるようにデイリープログラムはゆとりのある計画になっています。異年齢保育の特徴を生かし、年齢が上の子と下の子の関わりを通じた成長が見られます。預かり時間の長さ、延長保育など降園時間が異なることによる子どもの寂しさにも対応しています。子どもたちに丁寧に向き合い、スキンシップを多く心がけたり、マンツーマンでのコミュニケーションも取り入れています。急な延長利用は電話での申し出を可とし、園児へのおやつ提供や休息時間の確保も柔軟に行っています。今後は、保育園としての保護者支援に十分配慮しながらも、保育方針に沿って子どもたちが「愛されていると実感できる」様に子どもの心の代弁ができる場面も期待します。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

＜コメント＞

0～2歳児施設のため、取組がありません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

既往歴や健康状態を入園時に確認し、職員会議にて全職員で共有しています。体調変化や怪我、アレルギー反応などは速やかに保護者に報告するとともに、写真などでの記録もされ保管されています。SIDS防止に努め、うつぶせ寝は必ず直し、月齢に応じて5分毎・10分毎に体位のチェックとプレスチェックをしています。園での取組を保護者にも共有し、家庭でのうつぶせ寝もその都度直してもらいたいと伝えています。保健に関する計画を保護者に伝えてはいたませんが、定期的な保健だよりを配布しています。感染症に関しては随時お知らせしています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断・歯科健診などは事前に保護者に連絡帳などを活用し、質問事項などをヒアリングした後、健診の際に保護者に代わって担当医に質問しています。検診結果にもとづき、歯科健診など汚れや磨き方に指摘があった場合は、各家庭での健康指導の提案をしていますが、診断などの結果を計画に生かすことが課題となっています。子どもたちには、虫歯などの絵本やパネルを用いてわかりやすく説明し、楽しみながら改善を促しています。健康管理の結果はファイリングされ、卒園時まで保管されています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

マニュアルにもとづいた対応を徹底し、誤食を防ぐため調理員と保育者側での確認の上で食事提供をしています。個別対応になり、食事を持参されるご家庭には「献立メニュー」の反映の協力をお願いするなど、子どもの食事内容に差が出ないよう工夫しています。園では、必ず検食を実施して、調理室の冷蔵庫内にはアレルギー児専用ケースを用意し、間違いのないように工夫しています。アレルギー対応は常にブラッシュアップし、さらに徹底するよう取り組んでいます。ダブルチェックが行われていても、日々の確認に慣れが生じる事が無いよう、定例会での意識付けに期待します。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
 b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
 c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 エ 食器の材質や形などに配慮している。
 オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

子どもたちに様々な食材に触れさせ、その年度の子どもの成長を見ながら、梅ジュース作りなど調理を体験する機会を設けています。食育を通じて学ぶ工夫がされ、写真などで記録されています。食育を通じた年齢ごとのねらいや配慮があります。食事の提供量は、子どもたちの意見も聞きながら無理なく楽しめるよう声かけをし、見た目と実体験の差を知り、食べられた事への達成感を学ばせています。時には、提供された食事をいつもとは違う入れ物に入れて配膳するなど、子どもたちを楽しませる工夫も見られます。また、食育への取組の一環として、外部から管理栄養士を招いてお話を開催しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

園には常駐の管理栄養士はいませんが、離乳食などは一人ひとりに寄り添えるよう調理員に調理の調整をしてもらっています。2週間ごとの献立メニューのため、その都度食材の切り方など気になる事があれば、献立に反映してもらっています。毎日調理員が子どもたちとふれあう機会もあるため、子どもたちが食器を下げる際には「おいしかったです」など、作ってくれた人に感謝やお礼を言う機会を作り、食育の一環としています。園の方針として食材への安全性や衛生面の強化を図っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保育参加や、日頃の活動写真・動画データを共有するなど細かな成長が見られる工夫がされています。毎日の送迎の際、保護者との会話やコミュニケーションを大切にし、連絡帳の記載内容からもご家庭での様子の把握に努めています。写真などのデータは、USBにより年に4、5回程度お渡ししています。玄関を入れて正面の壁を利用し、季節感を伝えながら活動写真を大きく掲示するなど保護者とのコミュニケーションの工夫を積極的に図っています。今後は、一方向からのコミュニケーションの次を意識し、相互的に関われる声かけや連携を図ると共に、横の繋がりを橋渡しするような機会が増えることを期待します。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

意見箱の設置をはじめ、個人面談・相談を随時行っています。保護者の変化にも気を配り、困りごとや不安がないかを推し量りながら声かけをしています。意見を述べやすい場所への意見箱の設置や、匿名を含めて小さな困りごとや意見を集めやすい工夫を検討しています。面談を行い記録しています。現時点では保護者からは問題提起されていませんが、子どもを見守る中で問題になる可能性が無いかを常に考え、それらが発生する前に防ぐ工夫に努めています。安心して子育てが出来る環境を担うためにも、支援体制を多様化し、ハード面に留まらずソフト面への取り組みにも期待します。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。

- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待に関してのマニュアルがあり職員で確認していますが、見識を深めるための研修は不十分となっています。児童相談所との連携も十分とは言えません。身体的な虐待だけではなく、分かり難い精神的な虐待・言葉の暴力など家庭内外で子どもが受けるストレスと、その結果招く発達への懸念・チック症状など精神的な発症もあります。保護者への聞き取りはとてもデリケートな問題に立ち入る事になるため、専門的な研修などによる理解と、防止対策の工夫と、声かけのマニュアル化が必要です。また、家庭の事情の複雑化やリモートワーク増加に伴い、環境不安やストレスからの虐待も増加しています。そういった新たなケースの支援も保育園に期待されていますので、ケースワークを充実させながら予防対策としてのマニュアル整備が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
 - b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
 - c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

小規模保育園の特色を生かし、職員間においても担任する年齢の園児について記録をもとに意見交換・認識共有がなされています。毎月の職員会議や給食会議などは、1ヶ月毎の成長の様子を議題にあげ、積極的に子どもたちとの関わり方を振り返っています。特に、月齢に応じた成長記録ファイルは、出来るようになっていく過程が分かりやすく記録され、苦手とすることへのアプローチなども記録されているために、発達を見守る為のとても良い記録と言えます。また、保護者が参加する運営委員会での意見も積極的に取り入れているため、園と保護者間の共通認識があります。独自に職員個人ごとの自己評価を進めています。今後も研修によるキャリアアップ等の体制を継続することが期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323